

令和4年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

令和4年8月18日 開会

令和4年8月18日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和4年8月18日（木曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第8 提案理由の概要説明
- 日程第9 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第11号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第12 議案第12号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第13 議案第13号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	岩 谷 政 良	2 番	安 井 和 則
3 番	寿松木 孝	5 番	小 松 穂 積
6 番	渡 部 正 明	8 番	湊 貴 信
1 1 番	堀 部 壽	1 2 番	宮 崎 信 一
1 3 番	黒 沢 龍 己	1 4 番	小笠原 憲 昭
1 5 番	伊 藤 敏 夫	1 6 番	佐々木 文 明
1 7 番	田 川 政 幸	1 9 番	渡 邊 彦兵衛
2 1 番	齋 藤 多 聞	2 2 番	高 橋 浩 人
2 4 番	阿 部 養 助	2 5 番	佐々木 謙 吉

欠席議員（ 6 名 ）

4 番	藤 原 明	7 番	関 厚
9 番	小 林 悟	1 0 番	後 藤 健
1 8 番	森 田 新一郎	2 0 番	畠 山 菊 夫

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

副広域連合長	鈴 木 雄 大	副広域連合長	松 田 知 己
事 務 局 長	奈 良 美奈子	事 務 局 次 長 兼会計管理者	佐々木 浩 幸
総 務 課 長 兼会計室長	芹 田 英 一	業 務 課 長	米 谷 裕 二

議会担当職員出席者

議 会 書 記	石 田 正 人	議 会 書 記	佐々木 励 二
---------	---------	---------	---------

午後 3 時 0 7 分 開 会

○副議長（伊藤敏夫） ただいまの出席議員は 1 8 名です。定足数に達しておりますので、これから令和 4 年 8 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

○副議長（伊藤敏夫） 議事に先立ちまして、令和 4 年 2 月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

6 市 2 町の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員の紹介をいたします。選挙実施年月日順にお名前を申し上げます。自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。

潟上市議会議長の小林悟議員。今日は欠席であります。

北秋田市議会議長の堀部壽議員。

八峰町長の森田新一郎議員。欠席であります。

男鹿市議会議長の小松穂積議員。

仙北市議会議長の黒沢龍己議員。

能代市議会議長の安井和則議員。

にかほ市議会議長の宮崎信一議員。

三種町長の田川政幸議員。

以上、8 名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願い申し上げます。

日程第 1 議席の指定

○副議長（伊藤敏夫） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、安井和則議員は 2 番、小松穂積議員は 5 番、小林悟議員は 9 番、堀部壽議員は 1 1 番、宮崎信一議員は 1 2 番、黒沢龍己議員は 1 3 番、田川政幸議員は 1 7 番、森田新一郎議員は 1 8 番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（伊藤敏夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、阿部養助議員、渡邊彦兵衛議員の2名を指名いたします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（伊藤敏夫） 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選で行いたいと思っておりますが、このことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（伊藤敏夫） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することといたしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（伊藤敏夫） ご異議なしと認めます。したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、黒沢龍己議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました黒沢龍己議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（伊藤敏夫） ご異議なしと認めます。したがって、黒沢龍己議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました黒沢龍己議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

黒沢議員、議長当選のご挨拶を自席にてお願いいたします。

○新議長（黒沢龍己） ただいま広域連合議会議長に推挙されました仙北市選出の黒沢です。

広域連合議会の果たすべき機能を十分に発揮し、公正で円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方からはなお一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤敏夫） それでは、黒沢議長、議長席にお着き願います。
暫時休憩いたします。

【午後 3 時 1 5 分 休憩 ・ 午後 3 時 1 6 分 開議】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第 4、会期の決定を行います。
お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、このことにご異議
ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決
定いたしました。

日程第 5 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第 5、諸般の報告を行います。
報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第 6 議会運営委員の選任

○議長（黒沢龍己） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。
議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条の規定により議長が議会に諮って指
名することとされております。

お諮りいたします。田川政幸議員を議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、田川議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第7 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。鈴木副広域連合長。

【鈴木雄大副広域連合長 登壇】

○副広域連合長（鈴木雄大） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

空席となっている秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長について、松田知己氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は、人事に関することですので、直ちに採決したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第1号は、同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、松田副広域連合長の出席を求めます。

暫時休憩します。

【午後3時19分 休憩 ・ 午後3時20分 開議】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田副広域連合長から発言の申し出がありましたので発言を許します。松田副広域連合長。

【 松田知己副広域連合長 登壇 】

○副広域連合長（松田知己） 副連合長に選任いただきました美郷町長の松田でございます。

社会全体が高齢化社会に進展している中で、当広域連合が果たす役割はますます重いものになると思います。

広域連合が果たすべき役割を果たせるよう穂積連合長を補佐してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 8 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第 8、提案理由の概要説明を行います。

議案第 9 号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から議案第 13 号令和 4 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。鈴木副広域連合長。

【 鈴木雄大副広域連合長 登壇 】

○副広域連合長（鈴木雄大） 令和 4 年 8 月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

今年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、被保険者数の増加、医療費の増加が見込まれております。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約 4 割は現役世代の負担となっており、この現役世代の負担を抑え、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、今年 10 月から、一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合が 2 割に引き上げられます。本広域連合では、関係市町村の協力のもと、広報誌やホームページのほか、医療機関などにおけるポスター掲示やリーフレット配布など、制度改正についての周知を行っており、今後も円滑に移行できるよう努めてまいります。

さて、今議会には、条例案 2 件、単行案 2 件、予算案 1 件を提案いたしております。

初めに、議案第 9 号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件についてであります。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するため改正しようとするものであります。

次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じるため改正しようとするものであります。

次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免について、令和4年度も継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第12号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る令和4年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことから、地方自治法の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第13号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件についてであります。

今回の補正は、令和3年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億7,298万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,491億8,676万1,000円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第 9 議案第 9 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から

日程第 13 議案第 13 号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで

○議長（黒沢龍己） 日程第9、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

の一部を改正する件から日程第13、議案第13号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上5件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から日程第13、議案第13号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上5件を一括して議題といたします。

これより議案第9号から議案第13号までに対する質疑を行います。通告がありませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第9号から議案第13号までに対する討論を行います。通告がないので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決を行います。

議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は承認されました。

次に、議案第12号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りします。議案第12号は、承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は承認されました。

次に、議案第13号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 鈴木副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可します。鈴木副広域連合長。

【鈴木雄大副広域連合長 登壇】

○副広域連合長（鈴木雄大） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで、令和4年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時34分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員